

滋賀県在宅医療福祉看護職員勤務研修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、潜在看護職員の就業を支援することにより在宅医療福祉を担う看護職員を確保するため、次に掲げる介護保険施設等の在宅医療福祉を担う施設または事業所（以下「在宅医療福祉施設等」という。）が潜在看護職員を雇用した場合には、採用日から3月の間を勤務研修期間と位置づけ、この間に在宅医療福祉施設等が雇用した潜在看護職員を対象とした当該施設への適応研修を実施した場合、当該研修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に定める「居宅サービス事業」を行う事業所
- (2) 介護保険法第8条第14項に定める「地域密着型サービス事業」を行う事業所
- (3) 介護保険法第8条第27項に定める「介護老人福祉施設」
- (4) 介護保険法第8条第28項に定める「介護老人保健施設」
- (5) 介護保険法第8条の2第1項に定める「介護予防サービス事業」を行う事業所
- (6) 介護保険法第8条の2第12項に定める「地域密着型介護予防サービス事業」を行う事業所
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第6項に定める「療養介護」（医療に係るものを除く。）を行う事業所
- (8) 障害者総合支援法第5条第7項に定める「生活介護」を行う事業所
- (9) 障害者総合支援法第5条第12項に定める「自立訓練」を行う事業所

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、前条各号に規定する在宅医療福祉施設等が、滋賀県在宅医療福祉看護職員専門研修を修了または修了予定の潜在看護職員を雇用し、当該施設への適応を図るために実施する研修事業とする。ただし、雇用した日から3月の間に実施し、かつ、補助事業実施年度内に実施するものに限る。

(交付額)

第3条 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書の添付書類)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書（別紙様式1号）の提出期日および添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 提出期日 別に定める日
- (2) 提出部数 1部
- (3) 添付書類
 - ・所要額調書（別紙1）
 - ・歳入歳出予算書（または見込書）抄本
 - ・当該在宅医療福祉施設等が第1条各号のいずれかに該当することを証明する指定書等の書類
 - ・その他参考となる書類

(交付条件)

第5条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかねばならない。
- (5) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第3号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（または一支社、一支所等）であって、自ら

消費税および地方消費税の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全額または一部を県に納付させることがある。

（実績報告）

第6条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書（別紙様式2号）の提出期日および添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 提出期日 事業完了後1月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日まで
- (2) 提出部数 1部
- (3) 添付書類 所要額精算書（別紙2）
研修実施報告書（別紙3）
研修経費内訳書（別紙4）
歳入歳出決算書（または見込書）抄本
その他参考となる資料

（標準処理期間）

第7条 この補助金に係る標準的な事務処理の期間は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金の交付の決定 規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内
- (2) 第5条第1号または第2号の規定による事業の内容の変更または中止もしくは廃止の承認 申請書を受理した日から14日以内
- (3) 規則第13条の規定による額の確定 前条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内

付則 この要綱は、平成24年9月14日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、平成28年6月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

別 表

事業所区分	基準額	対象経費
第1条各号に掲げる事業所（訪問看護ステーションを除く。）	雇用者1人あたり 100,000円	研修に必要な次に掲げる経費 人件費（研修指導者）、報償費、旅費、消耗品費、役務費、使用料、その他の経費
第1条第1号に掲げる事業所のうち訪問看護ステーション	雇用者1人あたり 200,000円	研修に必要な次に掲げる経費 人件費（研修指導者および研修受講者）、報償費、旅費、消耗品費、役務費、使用料、その他の経費

別紙様式 1 号

番 号
平成 年 月 日

滋賀県知事

住所

氏名 印

平成 年度滋賀県在宅医療福祉看護職員勤務研修事業費
補助金交付申請書

平成 年度滋賀県在宅医療福祉看護職員勤務研修事業費補助金について、
金 円
を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類
を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事
実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定
の全部または一部を取り消されても、何ら異議申立てを行いません。

(関係書類)

1. 所要額調書（別紙 1）
2. 歳入歳出予算書（または見込書）抄本
3. 当該在宅医療福祉施設等が第 1 条各号のいずれかに該当する施設または事
業所であることを証明する指定書等の書類
4. 役員名簿
5. その他参考となる書類

別紙様式 2 号

番 号
平成 年 月 日

滋賀県知事

住所

氏名 印

平成 年度滋賀県在宅医療福祉看護職員勤務研修事業費
補助金の実績報告について

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった平成
年度滋賀県在宅医療福祉看護職員勤務研修事業費補助金について、滋賀県補助金
等交付規則第 1 2 条の規定により、その実績の関係書類を添えて報告します。

(関係書類)

1. 所要額精算書 (別紙 2)
2. 研修実施報告書 (別紙 3)
3. 研修経費内訳書 (別紙 4)
4. 歳入歳出決算書 (または見込書) 抄本
5. その他参考となる資料

別紙様式 3 号

番 号
平成 年 月 日

滋賀県知事

住所

氏名 印

平成 年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定があった滋賀
県在宅医療福祉看護職員勤務研修事業費補助金について、下記のとおり報告しま
す。

1 滋賀県補助金等交付規則第 1 3 条の規定による額の確定額または事業実績
報告額

金 円

2 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に
係る仕入控除税額

金 円

※別添参考となる書類

- ・ 2 の金額の積算の内訳等
- ・ 課税期間分の消費税および地方消費税の確定申告書の写し

経 費 所 要 額 調

補助事業者名

区分	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入額 B 円	差引額 C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	基準額 E 円	選定額 F 円	県補助 基本額 G 円	県補助 所要額 H 円	備考
在宅医療福祉 看護職員勤務 研修事業									

(注)

- 1 A欄には、研修に要した全ての経費の額を記入すること。
- 2 B欄には、この補助金以外の補助金等の収入額を記入すること。
- 3 F欄には、D欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 4 H欄には、G欄の金額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

経 費 所 要 額 精 算 書

補助事業者名 _____

区分	総事業費 A 円	寄付金その 他の収入額 B 円	差引額 C 円	対象経費の 実支出額 D 円	基準額 E 円	選定額 F 円	県補助 基本額 G 円	県補助 所要額 H 円	県補助 交付決定額 I 円	県補助 受入済額 J 円	差引過 不足額 (J - H) K 円
在宅医療福 祉看護職員 勤務研修事 業											

(注)

- 1 A欄には、研修に要した全ての経費の額を記入すること。
- 2 B欄には、この補助金以外の補助金等の収入額を記入すること。
- 3 F欄には、D欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 4 H欄には、G欄の金額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

研 修 実 施 報 告 書

1 施設の名称および所在地

施設名： _____ 所在地： _____

2 施設区分

※いずれかに○印を付すこと。

訪問看護ステーション以外	
訪問看護ステーション	

3 受講者者氏名等

(氏名) _____ (職種) _____ (採用日) _____
(氏名) _____ (職種) _____ (採用日) _____

4 研修指導者氏名等

氏名： _____ 職種： _____
氏名： _____ 職種： _____

5 研修概要

研修期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)
研修内容

研 修 経 費 内 訳 書 (実 績)

経費区分	金額 円	内訳
人件費		
報償費		
旅費		
消耗品費		
役務費		
使用料		
その他の経費		
合計	0	

注 人件費には、研修指導者の研修期間中の人件費および訪問看護ステーションにあっては、研修受講者の人件費(給料または賃金、月額および日額手当、共済費)を計上すること。

現地研修に出向いた場合には、旅費に研修指導者、受講者双方の旅費を計上すること。

消耗品費には、研修のために特に必要な経費を計上すること。